



Title	生乳指定団体制度と補給金制度の改変問題：北海道の実態
Author(s)	井上, 誠司
Citation	フロンティア農業経済研究, 21(1), 38-54
Issue Date	2018-08-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73021
Type	article
File Information	21(1)_8_inoue.pdf



Instructions for use

〔論文〕

生乳指定団体制度と補給金制度の改変問題 －北海道の実態－

酪農学園大学 井 上 誠 司*

Issues with Changes to the Designated Milk Producer Group
and Subsidy Systems in Hokkaido

Seiji Inoue

Rakuno Gakuen University

Summary

Over the past several years, the average price of milk paid to producers shipping to designated milk producer groups has increased. In conjunction with this rise, most dairy farmers in Hokkaido are realizing increases in farm income. However an oversupply would lead to a drop in milk prices and a continued drop in price would require adjustments to supply and demand. Designated milk producer groups have filled this adjustment role in the past; however, changes in this system are scheduled to begin in April 2018. This paper, first, considers how the new systems and the mechanisms upon which they are based will contribute to the development of producers and second, whether outsiders that are the new beneficiaries of subsidies will actually be able to meet the requirements.

In conjunction with changes to these systems, the Livestock Industry Stable Management Law becomes the law on which designated milk producer groups and subsidies are grounded. This law clearly states the new objective of “stability of supply and demand for livestock products.” However the Japanese government and Prime Minister are involving the Ministry of Agriculture in moving forward with liberalizing raw milk and dairy imports, and the “stabilization of benefits” will certainly be done under the assumption of imports by foreign producers. This will make it difficult for producers to grow and/or stabilize their businesses.

In addition, after these systems are changed, outsiders will also be able to receive subsidies. These subsidies comprise those to producers and payments for adjustments to those collecting milk; however, in the case of the latter, it will be difficult for outsiders to receive these payments because milk collection is done throughout areas that correspond to prefectures and the costs of collection are pooled. The organizations that will be able to adjust their supply and demand and receive these subsidies in a stable fashion after changes are made to these systems are none other than the designated milk producer groups.

* Corresponding author : inoue@rakuno.ac.jp

I 本論の目的

ここ数年、北海道の酪農経営が好調の波に乗っている。その要因の一つが、指定生乳生産者団体（以下、指定団体と略す）であるホクレン農業協同組合連合会（以下、ホクレンと略す）へ出荷する生産者に支払われる生乳 1kg当たり平均乳価（プール乳価）の上昇である。2010年度に80円88銭であったその価格は6年連続上昇し、2016年度には96円80銭となった。2017年度の見込み価格は99円63銭となっており、これが実現すれば7年間に18円75銭上昇したことになる。

この影響により、所得も向上している。畜産物生産費統計によると、直近となる2015年の乳用牛飼養経営体における生乳実搾乳量 1kg当たり所得は35.3円であった。増加に転じた2011年は17.1円

だったので、4年間に18.2円増加したことになる。JAグループ北海道は、2015年に開催された第28回北海道農協大会で、5年後に「農業所得20%増大」といった目標を掲げているが、このままプール乳価が上昇基調で推移すれば、酪農部門におけるこの目標の達成は確定的である。

では、なぜプール乳価は、短期間にこれほどまでに上昇したのであろうか。その主たる要因は2点あると考えられる。ひとつは、酪農の担い手の減少とそれに伴う生乳生産量の減少である。この傾向は都府県で特に著しい。2006年以降の乳用牛飼養戸数と生乳生産量を、都府県と北海道に区分して示した図1をみながら、この点を確認しておこう。棒グラフで示したのが乳用牛飼養戸数、折れ線グラフで示したのが生乳生産量となる。

まず、都府県の乳用牛飼養戸数であるが、2006

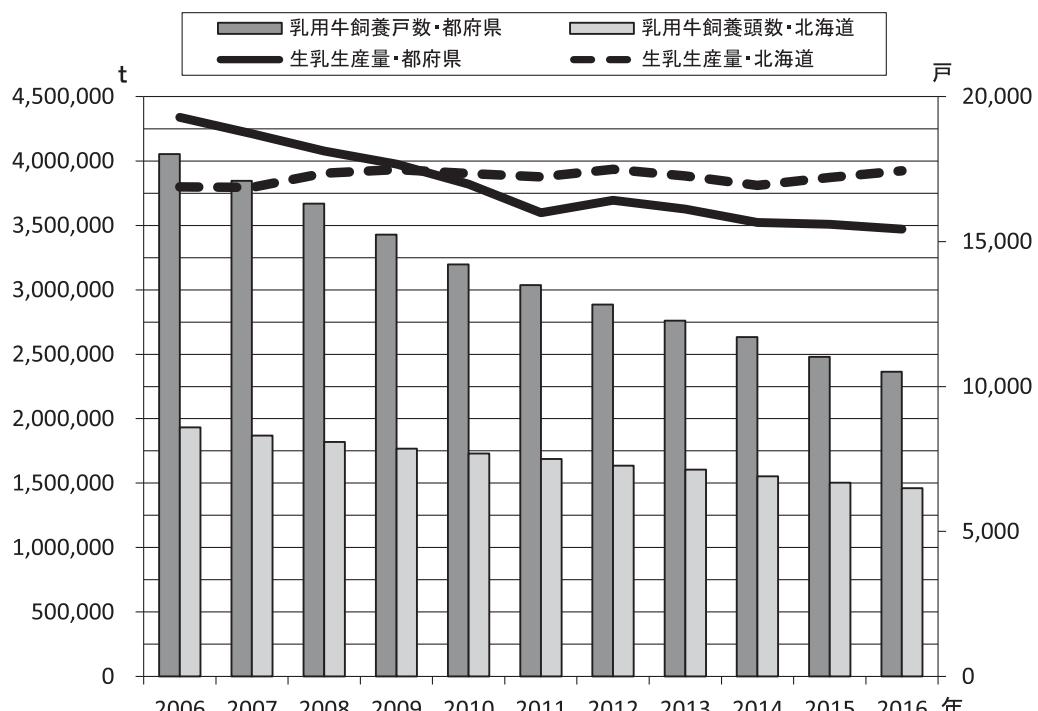


図1 最近10年間の乳用牛飼養戸数・生乳生産量の動向

資料：乳用牛飼養戸数は「畜産統計」、生乳生産量は「牛乳乳製品統計」各年次版による。

年に1万8,000戸を数えたその数は年々減少し、2016年に1万500戸となった。10年間に7,500戸も減少したことになる。これに連動して生乳生産量も、2006年の433万8,000tから2016年の347万1,000tへと、この間に86万7,000t減少した。一方で、北海道の乳用牛飼養戸数も、2006年の8,590戸から6,490戸へと2,100戸減少しているが、その減少スピードは、都府県に比べると緩やかである。生乳生産量に関しては減少傾向なく、2006年の379万9,000tから2016年の392万3,000tへと横ばいで推移している。2009年には生産量が逆転して都府県を上回るようになり、以後この状態が続いている。

このように生乳生産量は、北海道では維持されているものの、都府県での減少が著しいため、結果的に国内の総生産量は、2006年の813万7,000tから2016年の739万4,000tへと、74万3,000t減少した。こうした供給量の減少とそれに伴う不足が、プール乳価上昇の一因となっている。

プール乳価が上昇したもうひとつの要因は、乳業メーカーとの乳価交渉で、指定団体による圧力の行使が有効に働いたという点である。穀物価格が高騰した2007年以降、生産コストの上昇に伴う酪農経営の悪化が問題となり、指定団体による乳価引き上げ要求がエスカレートしていくが、こうした生産者の意向を結集した乳価交渉を指定団体が行ってこなければ、100円に迫る高い単価の実現は困難であっただろう。

また、人気が高まっている機能性食品や特定保健用食品の売上増加、インバウンド需要の増加などにより、近年、大手乳業メーカーは繰り返し最高益を更新するなど好業績をあげている^{注1)}。こうした情勢も、乳業メーカーに対し乳価値上げを認めさせたひとつの根拠となっているのは間違いない。

さて、プール乳価の上昇が追い風となって、北海道の生産者の多くは、所得の向上を実現した。

しかし、当然ながらこうした状態がいつまでも継続するとは限らない。一転して供給過剰となれば生乳価格は下落し、価格下落が進行すれば需給調整の実施が求められることになる。これまでその役割を果たしてきたのは指定団体であるが、周知のように制度改変に伴い、指定団体に関わる仕組み、ならびに指定団体へ出荷する生産者に交付されてきた補給金に関わる仕組みは、2018年4月から大きく変貌する。こうした新たな制度とそれに基づく仕組みが、果たして生産者の発展に寄与するものとなるのかを検討するのが本論の第一の課題である。加えて、新たに補給金交付対象となるアウトサイダーが、需給調整を果たした上で、実際にその要件を満たすことができるようになるのかを検討する。これが本論の第二の課題となる。これら二つの課題について、制度改変前の時点で検討することが、本論の目的である。

以下、本論では、北海道の指定団体が有する特有の機能について確認した上で、昨今、その機能に対する専門家の評価が多様化していることを批判的観点から指摘する。続いて、酪農・乳業業界で衝撃的な出来事が繰り返し発生した2014年以降の政府・官邸・農林水産省の動向を辿っていく。この過程を振り返ることで、これまでの制度が政府・官邸によって否定され、強行的に新たな制度が生み出されていったことが把握できる。また、同じく2014年にセンセーションを巻き起こし、以後、勢力を増大するようになっていった株式会社ミルク・マーケット・ジャパン（以下、MMJと略す）に代表されるアウトサイダーの動向についても振り返る。そして最後に、新制度の内容、さらにはアウトサイダーの行動や計画などを踏まえた上で、前述した二つの課題について検討する。

注1) この動向については、井上[1] pp.187～191を参照のこと。

II 北海道の指定団体が有する機能

1. 全国各地の指定団体が有する基本的機能

供給過剰に伴い乳価が低迷する状況の下で、生乳の再生産と安定供給の確立を果たすために、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（通称、不足払い法）が制定されたのは1966年であった。同時に、この法律の規程に基づき、生乳流通の円滑化をはかるとともに、乳業メーカーによる買いたたきが生じかねない買い手寡占を解消し、不利な立場にある生産者の自立を促進するために全国各地に設置されたのが指定団体である。これら法制度の制定を経て、不足払い法に基づく補給金の交付が開始されている。その対象は、指定団体に加入する加工原料乳向け生乳の生産者に限定された。

なお、指定団体は、当初、各都道府県に設置されたが、後に団体間の生産力格差の発生や競合が問題となり、さらには都道府県単位を超える生乳流通が一般化したため、1998年に再編されて、北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各ブロックに1団体の設置となった。これら各地の指定団体は、通常、以下に示す基本的機能を発揮している^{注2)}。

ア. 生乳の劣化防止

生乳は毎日生産され、腐敗しやすく、貯蔵困難な液体である。したがって、生産後、短時間でメーカーに引き取ってもらわなければ有用性を失う。出荷に専念できない生産者がこれに対応するのは不可能であるが、多くの生産者から委託を受けて共同販売に専念する指定団体は、その劣化を防止し、有用性を維持した状態でメーカーへ出荷することが可能になる。

イ. 価格交渉力の向上

農協がメーカーと乳価交渉を行うとなれば、生産者サイドにとって不利な買い手寡占による市場取引を余儀なくされる。しかし、指定団体がメーカーと乳価交渉を行えば、買い手も売り手も少数の双方寡占による市場取引が成立する。これにより生産者サイドの交渉力が向上し、生産者にとって有利な乳価の実現が期待できる。

ウ. 輸送コストの削減

生産者または農協が個別に生乳を輸送すると、非効率で複雑な集送乳ラインが形成されてしまい、輸送コストがかさむ。そうでなくとも、液体である生乳は、専用のタンクローリーによる輸送を強いられ、他の農産物よりも輸送コストが高くなる。ゆえに輸送コストの削減が課題となるが、指定団体が輸送を一手に引き受け、効率的な集送乳ラインを形成すれば、少なからずそれを削減することは可能になる。

エ. 突発的な需給変動に対応した出荷先の調整

何らかの突発事故の発生に伴い、常時取引のあったメーカーへの生乳販売が停止されたり、冷夏のため牛乳が売れ行き不振となり、メーカーが生乳の買い取りを控えるようになるなど、生産者や農協が予期せぬ事態に見舞われることがある。そうなると、生乳は供給過剰となる。出荷先が限定された農協がこうした事態に直面すると、余乳は廃棄しなければならなくなるが、複数のメーカーと取引を行う指定団体であれば、出荷先の調整を行うことができる。その結果、購入可能なメーカーが現れれば、生乳の廃棄は回避される。

注2) 指定団体の歴史、及びその諸機能の変遷については、矢坂[8] [9] [11]、小針[2] [3]などを参照のこと。

2. 北海道の指定団体が有する特有の機能

北海道の指定団体は、人口が集中する首都圏からみると遠隔地に所在し、また他の指定団体と比較すると生乳取扱量および販売実績が圧倒的に多いといった特徴を有する。これら二つの特徴を持ち合わせる団体は、北海道の指定団体以外にない。ゆえに、他の団体にはない特有の機能も兼ね備えている。その特有の機能を以下に示す。

ア. 用途別需給変動への対応

2016年版「牛乳乳製品統計」によると、同年の生乳処理量は、都府県が384万4,000 t、北海道が355万tであった。うち「牛乳等向け」処理量とそのシェアは、都府県が341万9,000 t・88.9%、北海道が57万3,000 t・16.1%となり、都府県が北海道を圧倒している。裏を返して言えば、北海道生産乳の83.9%は、脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリームなどの原料となる乳製品向けとなって

いるのである。都府県のその割合はわずかに過ぎず、両者の主たる仕向け先は大きく異なる。

つまり、両者は役割を分担しているのであるが、その背景には、比較的規模が大きく生乳生産費が相対的に低い北海道の生産者には単価の安い乳製品向けを、そうではない都府県の生産者には単価の高い飲用乳向けを中心に生産してもらい、両者の競合を避けるといったねらいがあった。単価の安い乳製品向けの生産を強いられる北海道の生産者が、不利な立場に置かれているのは否めない。

ただし、見方を変えれば、北海道の生産者は、複数の用途に販売できるといった特性を有しているといえる。こうした特性が生産過剰時に長所として表面化し、これまで幾度か効力を発揮してきた。この点について、生乳の用途別販売実績の推移を示した図2を見ながら確認してみよう。

図2には1986年度から2016年度までの実績が示されているが、この間、指定団体であるホクレン

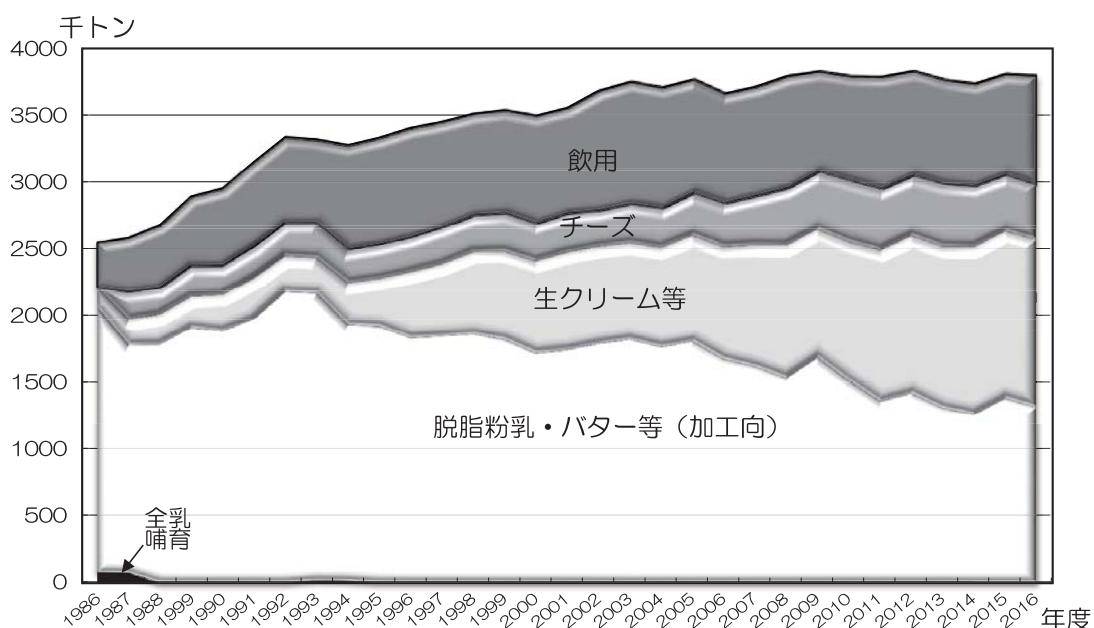


図2 北海道における生乳の用途別販売実績の推移

資料：ホクレン提供資料。

は、減産計画を3回策定した。そして、減産実施後、需要が減少傾向にある用途の出荷を抑制し、反対に需要が増加傾向にある用途の出荷を促進することで、過剰の再発防止に努めてきた^{注3)}。最初の計画は1993年度から1994年度までで、このプランでは生乳輸送船「ほくれん丸」を活用した「飲用」向けの道外移出と「生クリーム等向け」の拡販が目標とされた。二度目の計画は2006年度から2007年度まで、三度目の計画は2010年度から2011年度までで、これら2回のプランでは「チーズ向け」と「生クリーム等向け」の拡販が目標とされた。注目すべき点は、これらの目標が概ね達成されていることである。現に図にみると、1994年度には前年比「飲用」が1万6,000t増の77万9,000t、「生クリーム等向け」が5万3,000t増の31万9,000t、2007年度には前年比「チーズ向け」が4万t増の37万t、「生クリーム等向け」が7万1,000t増の91万1,000t、2011年度には「チーズ向け」が前年とほぼ同様の45万9,000t、「生クリーム等向け」が前年比9万2,000t増の112万9,000t生産されていたのである。

一方で、需要が縮小傾向にあった「脱脂粉乳・バター等向け」は、販売実績を大幅に低下させていった。図にみると、販売量は1986年度の198万5,000tから2016年度の131万8,000tへ減少、総販売量に占める割合は1986年度の78.1%から2016年度の34.8%へ縮小したのである。しかし、計画どおり、「生クリーム等向け」をはじめ、他の用途のシェアが拡大したため、この間、幾度か過剰が発生したにもかかわらず、総販売量は減少していない。その実績は、1986年度の254万1,000tから2016年度の379万2,000tへと、125万1,000tも増加しているのである。2003年度以降は、380万t前後で推移しており、横ばい状態となっているが、決して減少傾向にあるわけではない。

イ. 都府県における需給変動への対応

一般に、生乳生産量は、暑さで乳牛が食欲と体力を失う夏に減少し、そのような症状が現れない冬に増加する。一方で、生乳の需要は、暑さで人間が頻繁に水分補給を行う夏に増加し、寒い冬に減少する傾向にある。つまり、生乳は、夏の需要期に不足し、冬の不需要期に過剰になるといった、特異な性格を有する農産物なのである。

この影響をまともに受けるのが、乳牛飼養頭数に対し人口が多い都府県である。都府県における年間の生乳需給動向を示した図3をみながら、その現状を確認しておこう。

図3には、2016年4月から2017年3月までの各月における、都府県の1日当たり生乳生産量と牛乳向け処理量を示している。折れ線グラフで示したのが前者の生乳生産量の動向、棒グラフで示したのが後者の牛乳向け処理量の動向となる。この図によると、都府県の1日当たり生乳生産量は、1万75tを記録した4月をピークに減少に転じ、ボトムとなる8月には9,030tまで減少している。9月以降は回復するが、牛乳向け処理量が生乳生産量を上回った6月、7月、9月、10月、11月の各月は、都府県産の供給量だけでは需要を満たせず、原料不足となったことが確認できる。その需給ギャップを穴埋めしたのが、指定団体であるホクレンを通じて移入した北海道産生乳である。なお、例年、猛暑に見舞われる8月は夏休み期間と重なり、学校給食用牛乳の提供が不要となるため、処理量が減少する。よって、需給がほぼ均衡している。

さて、12月になると一転して供給過剰となり、以後、その状態が続くことになる。こうした状態を放置しておくと、生乳の大量廃棄が避けられなくなるため、余乳はひとまず脱脂粉乳やバターに加工し、貯蔵しておくことが求められる。しかし、北海道に比べると、都府県は大規模加工工場の立地件数が少ない。ホクレンによると、このような

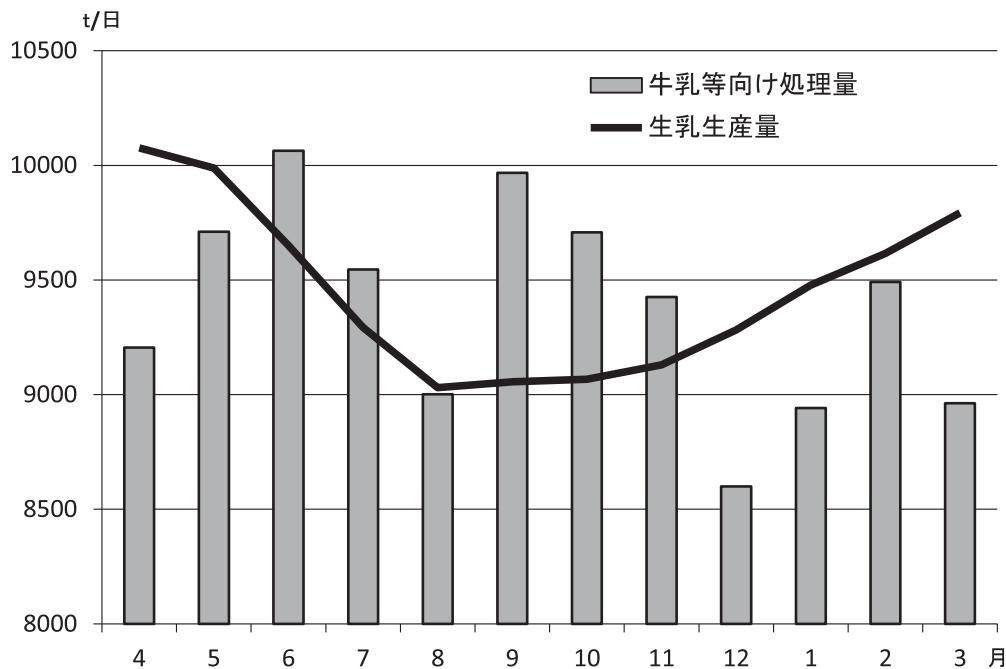


図3 都府県における生乳の需給動向（2016年4月～2017年3月）

資料：「牛乳乳製品統計」各年次。

事情から都府県で加工できなかった余剰生乳は、北海道の指定団体によって移入され、余力のある道内の大規模加工工場へ配達されているという。同時にこの対応は、都府県の需給調整の実現にも貢献することになる。

以上、みてきたように、北海道の指定団体は、夏の需要期に都府県へ生乳を移出し、都府県の「飲用向け」不足に対応するとともに、冬の不需要期に都府県から生乳を移入し、保存性の高い脱脂粉乳やバターに加工することで、生乳の大量廃棄を回避するといった役割を果たしている。こうした役割を果たすことができるは、北海道の指定団体が、他の団体と比べて生乳取扱量が圧倒的に多く、それを処理するだけの能力を有しているからにはかならない。

注3) ホクレンによるこの対応については、清水池[5]を参照のこと。特に、第4章「生乳生産者団体の原料乳分配方法による原料乳市場構造の変化—北海道指定生乳生産者団体ホクレン農業協同組合連合会の『優先用途』販売方式に着目して—」は、このことについて詳しく論述している。

3. 指定団体に対する評価の多様化

指定団体、中でも北海道の指定団体は、様々な機能を発揮することで生産者の経営安定に貢献してきた。それゆえ、高く評価されてきたのであるが、一方で、最近、これまで一定の評価を与えてきた専門家によって批判される傾向も強まってきた。

例えば矢坂は、「飲用向け乳価の引き上げ幅が大きくなり(中略)、北海道の酪農生産者が生乳を飲

用向け原料乳として都府県に販売する誘因が拡大してきたのである。それは加工向け原料乳に補給金を交付することによって、北海道の手取り乳価に都府県への生乳輸送費を上乗せした価格水準に飲用向け乳価を維持するという仕組みが成り立ちにくくなっているというメッセージでもある^{注4)}と指摘した上で、「指定団体制度は(中略)生乳市場の変化に迅速に対応しているとはいえない」^{注5)}と、指定団体の機能や補給金制度を批判している。とはいものの、冒頭で述べたように、乳価の引き上げは、ここ数年、急速に進行した現象であり、この問題に関わる有効な対策を講じるための時間的余裕がなかったのは否定できない。また、そもそも乳価上昇は、前述したように都府県の担い手減少が主たる要因であると考えられる。そうであるならば、生産量増大に結びつく、担い手の定着あるいは創出のための対策についても、十分に論じられるべきではないだろうか。

さらに鈴木は、「今回の指定団体制度の改変により、今後、指定団体の需給調整・価格交渉力が弱まることは間違なく(中略)、強引な法案成立が避けられない状況になった場合は、競争条件の悪化を是正するための政策をセットにすること(中略)、最低限のマージンを酪農家に補償するような『酪農版マルキン』の導入を加える修正がなされることが正当かつ不可欠である」^{注6)}と指摘している。こうした提言は、都府県の団体の実態を前提に生み出されたのであろうが、需給調整・価格交渉力が弱まつとはいえない北海道の団体にはそぐわないといえる。危機に備えることが重要なのは否定しないが、現状の体制で様々な機能を発揮することが可能になっている北海道の団体に対しては、別立ての提言があって然るべきであろう。

昨今、こうした厳しい評価が相次いで生じているが、繰り返し述べるように、北海道の指定団体は、依然として様々な機能を発揮した上で、その

重責を担っている。この現実は、広く国民に認識してもらう必要があるだろう。

注4) 矢坂[10] p. 18より引用。

注5) 矢坂[10] p. 19より引用。

注6) 鈴木[7] p. 25より引用。

III 政府・官邸・農林水産省による指定団体・補給金制度に関する方策の動向

1. 2014年ショックと指定団体を取り巻く環境の変化

酪農・乳業業界にとって、2014年は衝撃的な年であった。社会現象となったバター不足がクローズアップされたのも、この年である。そもそもバター不足は、担い手の減少、すなわち離農の増加に端を発していた。その傾向が著しかったのは、前述したように北海道よりもむしろ都府県である。そして、それに連動して生乳生産量が減少した。さらに、生乳生産量の減少は、その用途別配乳量に影響を与えた。具体的には、単価の高い「飲用向け」が優先的に取引されるようになったと同時に、単価の安い「脱脂粉乳・バター向け等」の取引が後回しにされたため、「脱脂粉乳・バター向け等」の出荷量が減少してしまったのである。

このようにバター不足は、離農の増加に伴う生乳生産量の減少が根本的な要因となって発生したのであるが、一方で指定団体が機能不全に陥っているから発生したのではないかといった指摘も頻発するようになった。その指摘の急先鋒となつたのが、産業競争力会議（現、未来投資会議）である。同会議は、2014年4月、指定団体を通じて取引される生乳のみを補助金交付対象とする現行の制度を改め、それとは異なる新たな交付方式の制定を提起した。指定団体制度不要論の登場である。

さらに、2014年には、北海道の酪農業界を揺る

がす二つのショッキングな出来事が勃発した。ひとつは、4月に十勝管内幕別町のT農場が、生乳出荷先を指定団体から系統外のブローカーであるMMJに変更したことである。もうひとつは、5月にニュージーランドに本拠を置く乳業メーカーの日本法人であるフォンテラ・ジャパンが、北海道に「低コスト生産モデル農場」を設置し、そこで酪農技術指導を実施すると発表したことである。これにより指定団体であるホクレンは、生乳受け入れサイドをMMJに、生乳出荷サイドをフォンテラ・ジャパンにそれぞれ攻撃され、二つの組織に挟み撃ちされる格好になってしまった。

このように2014年は、指定団体にとって度重なる逆風にさらされた1年であった。しかも、この年を境にして、指定団体を取り巻く環境は激変し、指定団体制度はその機能だけでなく存在意義までもが問われるようになっていく。まさしく指定団体は、2014年ショックに遭遇していたのである。

その後、2015年9月には、産業競争力会議に続き、規制改革会議（現、規制改革推進会議）が指定団体に対する干渉を開始した。農協及び農地制度に関する「改革」議論が一段落したことで、次なるターゲットを酪農に定め、酪農「改革」を今後の主要テーマにすると表明したのである。具体的な検討課題は、指定団体制度の見直しとバターの国家貿易の廃止であった。流通の自由化と輸入の自由化が達成されれば、社会問題となっているバター不足が解消できるといった発想に基づき、同会議は指定団体制度と国家貿易の仕組みを改めるべきだと訴えたのである。この提案は過剰時の対応を軽視した暴論としか言いようがないが、実はその是非が議論される以前から、すでに政府・官邸は、同会議と軌を一にする自由化を重視した方策を策定していた。以下では、そこに至るまでのプロセスを振り返ってみたい。

2. 不足を補う追加輸入から輸入自由化へ

農林水産省は、深刻化するバター及び脱脂粉乳不足に対応するために、繰り返しこれらの追加輸入を実施してきた。順を追ってその実績を記せば、2014年5月のバター7,000t（生乳換算8.6万t）、9月の業務用バター3,000t（同3.7万t）と脱脂粉乳1万t（同6.5万t）、2015年5月のバター1万t（同12万3,400t）と脱脂粉乳5,000トン（同3万2,400t）となる。その後、2015年9月に北海道の生乳生産量が回復傾向にあることが判明すると、年度内に追加輸入は行わないと表明した。

このように農林水産省は、追加輸入といった手法を用いて、バター及び脱脂粉乳不足の解消に努めてきた。しかし、先にみたように、バター不足の根本的要因は、離農の増加である。したがって、輸入よりも離農防止あるいは担い手育成に重点を置いた方策を講じた方が、より一層、効果が表れるのは言うまでもない。2015年3月に農林水産省は「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定しているが、この頃までの国の方策は、担い手育成を含む生産基盤の改善を通じて、バター不足を解消していくといった特徴が前面に出ていた。現に同方針は、「担い手の育成と労働負担の軽減」、「飼養頭数減への対応」、「国産飼料基盤の確立」、「畜産クラスターの取組による畜産と地域の活性化」など、生産基盤の強化に関する取り組みがポイントとなっていた。

ところが、繰り返し追加輸入を行ってもバター不足が解消しなかったため、それ以後に策定された方策は、迅速に生乳や乳製品が入手できる自由化を前提としたものへと変化していった。その典型と言えるのが、2015年7月に自民党が公表した「今後の生乳流通・取引体制等のあり方について（案）」である。実際に同案をみると、「酪農家戸数や受託乳量の減少を踏まえ、遅くとも平成32年度までに指定団体の再編を実現する」、「平成28年度の取引から（中略）現在の需給動向を反映し得

る生乳の入札制度の導入」を実現するなどといった流通の自由化を前提とした指針の記載が確認できる。衝撃的だったのは、同案公表からわずか3カ月後の10月に、農林水産省が自民党の方針に従い、2016年度よりバター向け生乳の一部取引に入札制度を導入すると発表したことである。実際、同年4月には、最初の一般競争入札が行われた。

そして、流通の自由化とともに、輸入の自由化も進められていく。その第一弾といえるのが、2015年10月のTPP交渉大筋合意である。この合意に伴い、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアに対する、生乳換算初年度6万t、以後、段階的に増加の後、6年目以降7万tに及ぶ脱脂粉乳とバターの低関税輸入枠が設定されてしまった。さらに、ホエイの関税撤廃、チーズの一部関税撤廃を行うといった合意もなされた。周知のように、2017年1月にアメリカがTPPから離脱し、その参加国は11カ国に減少したが、農業分野における合意内容は、アメリカ離脱前のものがそのまま維持される見通しとなっている。それどころか、アメリカは日本との二国間FTAの締結を望んでおり、仮にこれが実現した場合、先に見たTPPの輸入枠に加え、アメリカからも独自の輸入枠の設定を求められる可能性がある。

続く第二弾は、2017年7月の日欧EPA交渉大枠合意である。これにより、EU加盟国で製造される以下4品目の乳製品の輸入量増大が確定的となつた。第一はソフト系チーズで、初年度2万t、16年目以降3.1万t(生乳換算39万t)の輸入枠が設定された。同時に、枠内関税を段階的に引き下げ、16年目に撤廃するといった合意もなされた。第二はハード系チーズで、現在29.8%に設定されている関税を16年目に撤廃するといった合意がなされた。第三は脱脂粉乳・バターで、生乳換算初年度1万2,857t、以後段階的に拡大し、6年目以降1万5,000tとする輸入枠が設定された。第四はホエイで、現状の関税を11年目に7割削減

するといった合意がなされた。セーフガードは措置されるが、21年目以降に3年間発動がなければ終了することも認めてしまった。

このように、規制改革会議が自由化議論を始めた前から、政府・官邸は、農林水産省を巻き込んで、生乳及び乳製品の輸入自由化を推進してきた。バター不足がその一因となっているのは間違いないが、不足しているから輸入で賄おうといったこの発想は、過剰時の事態を考慮しておらず、あまりにも安易過ぎると言わざるを得ない。これでは生産者の不安を煽ってしまい、離農の発生をますます増加させかねない。生産基盤の強化と逆行するこのような方策は、当然ながら直ちに転換されなければならないと言えよう。

3. 指定団体の解体と再構築

2016年3月、規制改革会議は、現行の指定団体制度を廃止し、生乳取引を事実上自由化すべきだといった見解を示した。流通・生産体制が自由化されれば、生乳供給量が増加し、社会問題となっているバター不足が解消され、消費者の需要に応じることができる。また、出荷先や生産量を自由に決められるようになる生産者も、所得の増加が期待できる。つまり、消費者、生産者の双方にメリットが生じるようになるので、指定団体制度は廃止すべきだと、同会議は提案したのである。同時に、生乳生産量を増加させるためには、指定団体以外の業者へ加工原料乳を出荷する生産者にも、補給金を支払うべきだとの提案も行った。そして、これらの見解は、6月にまとめられる「規制改革会議答申」で改めて報告される予定となっていた。

ところが、同会議は、5月に自民党へ提出した「答申案」で、「指定団体制度の是非や現行の補給金の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る」といった従来とは異なった見解を示した。指定団体制度に関する今後の方針を、3月に主張した「廃止」ではなく、それよりもトーン

の低い「抜本的改革」に改めたのである。その後には、7月に投開票となる参院選を控え、農民票の離反を防ぎたい自民党議員の意向が反映されていたのは言うまでもない。

さて、参院選で与党が勝利すると、規制改革会議の後継組織である規制改革推進会議は、再び指定団体制度に関する議論を重ねていくようになる。そして、2016年11月に、議論の結果をまとめた「牛乳・乳製品の生産・流通等改革に関する意見」を公表する。その主旨は、現状の指定団体制度を、「生産者が自ら自由に出荷先等を選べる制度」へ改革することを要求するものであった。同意見には、主旨に統いて補給金制度の改革案が示され、その交付対象は、「指定生乳生産者団体に委託販売する生産者に限定せず、加工原料乳の生産を奨励する」という補給金の目的に即した基準を定め、「これに該当する全ての生産者」とされた。また、交付条件については、第一に「補給金を得ようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画及び販売実績を国に報告する」、第二に「農協等に委託・販売する生産者にあっては、農協等が、自らの年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告するとともに、同時に委託・販売した生産者にもこれらを報告する」、第三に「販売を行う農協等については、生産者に対しその意に反して全量委託や全量販売を求める」といった3点が提示された。さらに、「条件不利地域の生産者については、集乳コストがかさむために、集乳に応えて販売を行う農協等に対し、(中略)集乳経費の一部を補助する加算金を交付する」といった提案もなされた。すでにこの時点で、後に集送乳調整金と呼ばれる新たな交付金が用意されていたことが理解できる。

なお、規制改革推進会議による意見書が公表された直後の2016年11月、政府が設置した農林水産業・地域の活力創造本部は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけられる「農業

競争力強化プログラム」をまとめた。本プログラムは13項目で構成されているが、その最終項目が補給金制度の改革に関わる提言を含む「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革」であった。記載された内容は、規制改革推進会議がまとめた意見書を踏襲したものとなっている。そして、農林水産省は、翌年の通常国会での成立を念頭に置き、本プログラムを実行に移すための法案の策定に着手するのである。

その法案となる「畜産経営安定法改正案」は、2017年2月に開催された自民党農林合同会議で報告されている。以下に、その要点を列挙しておこう^{注7)}。

ア. 根拠法

これまで指定団体及び補給金に関する制度は、不足払い法を根拠にして運用されてきたが、この法律を廃止し、これらを畜産経営安定法（以下、畜安法と略す）に位置づけることが提起された。すなわち、これまでの制度は一旦リセットされ、畜安法に基づく新たな制度が再構築されるということである。また、現行の補給金は二分割され、新たな補給金は、これまでと同様の加工原料乳生産者に交付される補給金と、生産者の販売申し出を拒否せずに、広い区域（「1または2以上の都道府県に相当する区域」とされている）を対象に、あまねく集送乳を行う組織に交付される集送乳調整金の二つで構成されることが示された。

イ. 法制度の目的

「生乳価格形成の合理化」ならびに「牛乳・乳製品の価格の安定」といった現行の目的のほかに、新制度には「畜産物の需給の安定」といった新たな目的が加わることになった。これにより、国が需給調整に関与することが明確化される。補給金が交付される生産者も、需給の安定に協力することが求められる。

ウ. 補給金交付対象

補給金交付対象は、指定団体に出荷する生産者のみとされてきたが、新制度では、要件を満たせば指定団体に出荷していない生産者や組織もそれに含むこととした。その要件として、①生乳の生産地域、用途別・月別の販売予定数量を記載した「年間販売計画」を農林水産大臣に提出する、②年間を通じた用途別需要に基づく安定取引に適合すると大臣に認められ、交付対象数量の通知を受け取る、③事業実績と経費を大臣に報告するといった3点が示された。

エ. 部分委託

現行制度では、補給金を取得する場合、指定団体への全量委託を原則としているが、自家加工向けまたは特色のある生乳に限り、1日当たり3tまでの自家処理ならびに乳業者との直接取引が認められている。新制度では、全量委託が強制されず、部分委託が認められることになるが、1日当たり3tまでといった自家処理枠は廃止する。しかし、そうなると、通常は単価の高い飲用向け生乳を出荷し、不需要期のみ指定団体に加工向け生乳を出荷するなどといった「いいとこ取り」が横行しかねない。ひいては、飲用向け乳価の下落を引き起こすことにもなりかねない。そこで、「いいとこ取り」を防止するためのルールを、政省令で規定することになった。これに該当する行為が認められる生産者との取引を、指定団体は拒否することができるようになる。

オ. 指定団体の定義

前述したように、現行制度における指定団体は、北海道、東北などといったブロック毎に設置されている「指定生乳生産者団体」を指す。これらは、新制度でも同様の名称で呼ばれることになるが、受託販売を行う生乳生産者団体といった要件を満たす必要はなくなる。一定の広い区域の生産者を

対象に、拒否することなく、あまねく集乳することが求められるわけであるが、新制度ではこうした取引を行う事業者も承認されることになる。このような事業者は「指定事業者」と呼ばれ、前述した集送乳調整金を受け取ることができるようになる。

さて、これらの要点が記載された本法案は、自民党農林合同会議で報告された後、政府・与党に了承された。そして、2017年3月の閣議決定を経て、同年6月に成立した。施行は2018年4月の予定である。また、政省令案については、2017年9月に公表されている。その要点は以下のとおりである。

ア. 加工向け生乳の最低出荷基準と販売数量・価格の報告

補給金を取得する場合、前述した「年間販売計画」の提出が義務づけられるが、その際、月別の加工向け生乳の出荷数量が、最低でも年間出荷数量を12等分したうちの2割(月平均の2割)とすることが求められた。例えば、加工向け生乳を年間120t出荷する場合、月平均10tの2割に相当する2tが最低出荷基準となる。また、提出された計画を検証するために、四半期毎に販売数量及び価格を報告することも求められた。実績が計画を大幅に下回る場合、やむを得ない事情がなければ、補給金の交付対象数量が削減されることになる。

イ. 規制される取引の事例

指定団体は「いいとこ取り」を行う生産者との取引を拒否することができるようになると先に指摘したが、その「いいとこ取り」に該当するケースが明示された。例えば、季節変動を超える増減が確認できる取引、短期間の取引、特定用途向けに限定した販売、品質の低い生乳の持ち込み、当初約定した数量から大幅に増減する取引などが、

それに該当すると説明されている。

ウ. 補給金の交付要件

生産者補給金と集送乳調整金は、いずれも生産者の出荷数量を基準にして交付するよう求められた。また、集送乳調整金に限っては、地域内で集送乳コストのプール計算（経費の平準化）を行うこと、さらには集送乳に要したコストのうち、生産者が負担した額を明らかにすることも求められた。工場からの距離など、立地条件の相違によって生産者が取得する乳代に差が生じないようにするため、このような要件が加えられている。

なお、これらを踏まえた政省令は、2017年10月に閣議決定を経て公布された。規制改革推進会議の主導により構築されてきた新たな補給金制度は、この時点で全容がほぼ定まったとみて良いだろう。この新たな制度の内容に関する検討は、本論の最後で行うことしたい。

注7) この点については、矢坂[12]及び小針[3]でも詳しく論じられている。

IV アウトサイダーの動向—MMJの事例—

1. MMJのチャレンジ

前述したように、2014年4月に幕別町のT農場が生乳出荷先を指定団体から系統外のMMJへ変更した。2014年ショックを発生させた要因の一つが、この出来事であったのは言うまでもない。MMJへ出荷先を変更した生産者の一覧となる表1にみると、2015年2月から2016年10月まで、その数は漸増傾向にあった。2016年11月から2017年5月までの7ヵ月間は新規出荷者が現れなかつたが、2017年6月以降、釧路市の8戸、根室管内別海町の1戸が出荷を開始したため、その数は一

表1 MMJへ出荷先を変更した生産者の一覧

No.	変更年月	所在地		転換時の年間生乳出荷量(t)
		地区	市町村	
1	2014年4月	十勝	幕別町	5,200
2	2015年2月	十勝	帶広市	2,000
3	3月	根室	別海町	2,000
4	3月	根室	別海町	5,400
5	6月	根室	別海町	2,000
6	6月	根室	別海町	1,300
7	6月	上川	富良野市	4,600
8	10月	十勝	足寄町	1,300
9	2016年1月	十勝	幕別町	1,000
10	4月	根室	別海町	3,900
11	6月	釧路	浜中町	2,000
12	7月	釧路	浜中町	1,200
13	8月	十勝	幕別町	650
14	9月	渡島	八雲町	4,000
15	9月	釧路	浜中町	750
16	10月	十勝	幕別町	500
17	10月	空知	夕張市	500
18	2017年6月	釧路	釧路市	1,500
19~25	9月	釧路	釧路市	4,000
26	9月	根室	別海町	2,000

資料：酪農スピードNEWS、北海道新聞、日本経済新聞記事。

注：「19~25」の年間出荷量「4,000t」は、7戸の合計である。

気に増加し、2017年10月現在、26戸となっている。MMJによると、2017年度におけるこれら26戸の同社への生乳出荷量は、4万5,500 tになる見通しであるという。

MMJへの出荷者の特徴を述べれば、2015年までは、大規模な固定資本を装備する年間出荷乳量1,000 t以上のメガファーム経営者が大勢を占めていた。事実、表にみるように、2015年までに出荷先をMMJに変更した8戸は、すべて年間出荷乳量が1,000 t以上であった。そのうちの2戸は5,000 tを超えていた。ゆえに、その多くは、多額の償還、雇用労働の導入、濃厚飼料の大量購入が避けられず、所得が減少傾向にあるといった問題を抱えていた。こうした状況から脱却するために、指定団体よりも買い取り乳価が高いMMJへの出荷に活路を見出し、系統からの離脱を決断し

たのである^{注8)}。

しかし、最近、出荷者の多様化が進行している。2016年以降の動向をみると、メガファームに該当しない年間出荷乳量1,000 t未満の新規出荷者が増加傾向にあり、その数は2017年9月に11戸となつた。また、出荷者の牧場所在地は、当初、十勝及び根室管内といった道東で占められていたが、2015年6月に富良野市、2016年9月に渡島管内八雲町、同年10月に夕張市の生産者が新たに加わったため、その範囲は、道央、道南へと広がつていった。ただし、26戸中23戸は、十勝、釧路、根室管内のうちのいずれかに所在しており、出荷者が道東に集中するといった状況に変わりはない。

さて、出荷者のさらなる増加を見込むMMJは、これまで実施してこなかった様々な取り組みにチャレンジしている。例えば、2016年4月には、バター、脱脂粉乳、生クリームを製造する乳業会社の設立計画を明らかにした^{注9)}。指定団体以外の事業者にも補給金が交付される公算が高まり、さらには道産生乳を使用した乳製品を求める道外菓子メーカーが出資を承諾したため、会社設立を決断したという。根室管内別海町に建設予定の工場は、2018年春に稼働を開始し、日量50 tの生乳を周辺農家から受け入れる計画となっている。総事業費は40億円となる見通しである。

続いて、2016年10月には、「ミルク市場」と名付けたインターネットを活用した生乳取引市場を開設した^{注10)}。これにより、1カ月先から6カ月先までの先物取引が、MMJのウェブサイトで行えるようになった。初日の上場は道内の農家17戸からの240 tで、入札に参加した乳業メーカー10社がこれを応札した。2017年度以降は、年間4,000 tの上場が予定されているという。

さらに、2017年3月には、制度改変後の補給金取得を見越して、加工向け生乳の販売を実施すると表明した^{注11)}。すでに同年2月下旬から一部の乳業メーカーに加工向け生乳を販売していたが、

夏を目処にこれを本格化する。MMJによると、これにより同社の年間生乳取り扱い量は、現状の8万tから20万t以上に、道内に限定すれば、現状の4万tから10万t以上に増加するという。

また、同時に、税抜き1kg当たり92.5円としている全道統一乳価を廃止し、地域別配送コストや商品価値を勘案した新たな乳価を設定することも表明した^{注12)}。乳価が統一されると、長距離輸送を要する一部の出荷者が不当な利益を得てしまうので、これを解消するために、配送コストなどを算定基準とした新たな乳価体系を設定することにしたのである。なお、新たな乳価は、総じて1kg当たり1~1.5円程度引き下げられる予定であるが、加工向け生乳の出荷量を増やせば、乳価引き下げに伴う収入の減少を補給金で補填することができる所以影響がないと、MMJは説明している。

2. MMJのハードル

補給金が取得できるようになるため、乳価を引き下げても影響はないと説明したMMJであったが、一部の出荷者はこの方針に納得がいかず、「手取り乳価が下落した場合、出荷を取りやめる」、「MMJへ出荷した生乳は飲用向けとなるのが大前提ではなかったか」などといった批判的意見を述べている^{注13)}。そもそも出荷者の大半は、MMJが提示する高い乳価に魅力を感じ、系統から離脱して出荷先をMMJへ変更したという事情を有する。その乳価が下落し、魅力が薄れればMMJへ出荷する意味が見出せなくなるため、このような批判が生じたとしても不思議ではない。MMJは繰り返し説明を行い、およそ7割の出荷者から乳価引き下げに関して合意を得たと報じているが、当初の理念を尊重する出荷者とのコミュニケーションの維持は、今後の課題になるといえるだろう。

また、2017年3月には、函館市に本社を置く函館酪農公社と提携することを明らかにした^{注14)}。

その内容は、MMJが道産生乳を函館酪農公社へ提供し、函館酪農公社がそれを使用した乳製品の製造・販売を行うというものである。函館酪農公社に提供される道産生乳が、道南で唯一のMMJへの出荷者である八雲町在住の農家が生産したものとなるのは間違いない。

なお、こうした函館酪農公社との提携は、補給金を取得するための対策として実施されることになる。生産者補給金を取得するとなれば、集送乳コストのプール計算を行って、乳価を平準化しなければならない。しかし、前述したように、MMJは全道統一乳価を廃止し、地域別配送コストなどを勘案した新たな乳価を設定する方針を立てている。これを実行すれば、当然ながら生産者補給金は取得できない。さらに、集送乳調整金を取得するとなれば、都道府県に相当する区域を対象に、あまねく集送乳を行わなければならない。工場建設予定地の別海町から八雲町までの距離はおよそ650kmとなるが、あまねく集乳するのであれば、八雲町に所在する出荷者からの集乳を拒むことはできず、その1戸のために往復1,300km以上に及ぶ移動が避けられなくなる。

そこでMMJは、八雲町の1戸を加工向け生乳の集荷体系から切り離し、この農家には配送コストが低額で済む同じ渡島管内に属する函館酪農公社へ出荷してもらい、あまねく集送乳できる体制と、その他の出荷者による集送乳コストのプール計算を成立させて、補給金の交付要件をクリアしようとしているのである。指定団体ではない事業者が、指定団体と同様の機能を果たすことが如何に困難であるかを、この実態は示唆しているといえよう。

注8) 中原[4] p.191～192による。なお、生産費に占める購入飼料費が高いため、大規模層(飼養頭数100頭以上層)ほど所得が低くなる傾向にあることについては、清水池[6] p.76

～78でも指摘されている。

- 注9) 酪農スピードNEWS、2016年4月18日付けによる。
- 注10) 酪農スピードNEWS、2016年9月29日付けによる。
- 注11) 酪農スピードNEWS、2017年2月22日付けによる。
- 注12) 酪農スピードNEWS、2017年3月1日付けによる。
- 注13) 酪農スピードNEWS、2017年2月23日付けによる。
- 注14) 酪農スピードNEWS、2017年3月30日付けによる。

V. おわりに

最後に、冒頭で述べた二つの課題について検討しておきたい。まず、新制度が生産者の発展に寄与するものとなるのかを検討しよう。前述したように、2018年4月から、指定団体及び補給金に関する制度の根拠法は畜安法となる。そして、改正される畜安法に「畜産物の需給の安定」といった新たな目的が明記される。これにより国が需給の安定に関与することが明確化されたわけであるが、最近の政府・官邸のスタンスを踏まえれば、国によるこの目的の達成は不可能に近いと言わざるを得ない。先に触れたように、規制改革推進会議が自由化議論を始める前から、政府・官邸は農林水産省を巻き込んで生乳及び乳製品の輸入自由化を推進してきたのであり、「需給の安定」が国内産の供給のみならず外国産の輸入を含めた上で達成されることになるのは確定的である。

供給量が不足している間は価格が維持されるので、生産者が輸入による影響を意識することはそれほどないだろう。しかし、反対に供給量が過剰となれば価格が下落するので、輸入の影響力が表

面化する。設定された輸入枠を解消ないし削減するのは困難であるから、暫時、価格の下落が継続することになる。こうした状態が長引けば、多くの生産者が先行き不安を覚えるため、離農件数が増加するのは間違いない。その後、再び供給量不足が生じた場合、生産者が減少しているので国内産で需要を賄うことは難しくなり、輸入に頼らざるを得なくなる。その際、輸入が困難となれば、供給量不足は解消できない。つまり、この一連の動向にみると、新たな制度は需給の「安定」どころか「不安定」をもたらす危険性を有しているのである。また、新たな制度は、このように輸入と同時に離農を促進する可能性があるため、農家数の減少と農村部の過疎に歯止めがかからない北海道にとって、そもそも受け入れがたい性格を有するものであることも認識しておく必要があるだろう。

続いて、かつてアウトサイダーと呼ばれた指定団体ではない指定事業者が需給調整を果たすことができるのか、その上で補給金交付要件を満たすことができるのかを検討しよう。北海道の指定団体は、用途別需給変動への対応と都府県における需給変動への対応といった二つの機能を有していることを先に述べた。前者については、需要が減少する用途の配乳を抑制し、需要が増加する用途の配乳を促進させることで、出荷量が維持されるといったメリットをもたらした。また、後者については、生乳を夏の需要期に都府県へ移出し、都府県の「飲用向け」不足に対応するとともに、冬の不需要期に都府県から移入し、保存性の高い乳製品に加工することで、生乳の大量廃棄を回避するといったメリット生み出した。こうした重要な役割を果たすことができる組織は、圧倒的に取り扱い乳量が多い北海道の指定団体以外にない。

参考までに、2016年度における生乳出荷量を事業者別に示すと、指定団体であるホクレンが379.2万t、道央を拠点とするサツラク農業協同組合が

4.2万t、MMJが4.0万t、函館酪農公社が1.4万tとなる。指定団体の出荷量が他を圧倒しているのであるが、出荷量が多いということは、販売要請に対応できるストックも豊富に存在する可能性があることを意味する。それだけでなく、指定団体は余剰生乳の購入及び加工に応じてくれる数多くの取引先を有している。これらの特徴が相俟って、他の事業者には成し得ない、短期、長期、さらには地域間の需給調整を可能にしているのである。制度改変前も、制度改変後も、この実態は変わらないだろう。つまり、需給調整を果たし得るのは、制度改変後も指定団体であるホクレンのみということになる。

次に、補給金交付要件について検討しよう。新たな補給金は生産者補給金と集送乳調整金の二つから成るが、前者の生産者補給金ならば、「年間販売計画」の提出と事業実績及び経費報告を行えば交付要件をクリアできるため、指定団体ではない指定事業者でも容易に取得できる。問題は後者の集送乳調整金である。都道府県に相当する区域を対象にあまねく集送乳を行い、かつ集送乳コストのプール計算を行わなければならないのであるが、出荷者が各地に点在している場合、この要件をクリアするのは非常に困難である。先にみたように、MMJはまさしくこの難題に苦しんでいた。一方で指定団体は、これまでと同様の手法で集送乳を行えば、集送乳調整金を取得することができる。つまり、二つの補給金が取得できるのも、現状においては指定団体であるホクレンのみということになる。

総じて述べれば、制度改変後、需給調整機能を発揮した上で、安定的に補給金が確保できる組織は指定団体以外にない。生産者は系統を離脱して指定団体ではない指定事業者へ出荷するといった選択肢も持ち得るが、将来、輸入の増加と価格の下落が進行する可能性が高いことを踏まえれば、安定した状態を保持している指定団体への出荷を

継続した方が有利であると考えられる。また、指定団体へ出荷すれば、農協系統による営農サポート事業が利用できるのはもちろんのこと^{注15)}、乳成分及び乳質の向上を果たすことで、平均よりも高い単価での販売が可能となる^{注16)}。指定団体への出荷数量が減少しなければ、営農サポート機能の維持・強化も期待できよう。指定団体ではない指定事業者に出荷せずとも、こうした様々なメリットが得られることを、生産者は再認識しておく必要があるのではないだろうか。

注15) 例えば、農協独自のプレミアム乳価の設定、新規参入者の受け入れとその就農サポート、農協出資法人の設立とそれによる営農サポート、TMRセンターの設立サポートなどがこれに該当する。酪農の担い手不足とそれに伴う生乳生産量不足を補うこれらのサポートは、指定団体が有する需給調整機能同様、酪農を基幹とする地域の存立基盤を固めるといった重要な役割を果たしている。詳細は井上[1] pp.193～198を参照のこと。

注16) 井上[1] p.203を参照のこと。なお、この実績については、ホクレンが発行する「北海道指定生乳生産者団体情報」で定期的に報告されている。

引用文献

- [1] 井上誠司「北海道における指定団体制度の意義と農協の役割」小林国之編著『北海道から農協改革を問う』、筑波書房、2017年。
- [2] 小針美和「指定生乳生産者団体制度のあり方をめぐる論点整理」『農林金融』(第69巻第12号)、2016年12月、pp. 2～20。
- [3] 小針美和「指定生乳生産者団体制度をめぐる攻防」谷口信和編集代表・服部信司編集担当『米離脱後TPP11と官邸主導型「農政改革」—各品目への影響と対策「農協改革」の行方—』(日本農業年報63)、農林統計協会、2018年。
- [4] 中原准一「バター不足と日本の酪農」『前衛』(No.927)、2015年10月、pp.185～197。
- [5] 清水池義治『生乳流通と乳業－原料乳市場構造の変化とメカニズム』、デーリィマン社、2010年。
- [6] 清水池義治「生乳生産量は維持できるか」『農業と経済』(第81巻第10号)、2015年11月、pp.72～79。
- [7] 鈴木宣弘「指定生乳生産者団体の弱体化と乳価交渉力・需給調整機能の喪失」『日本農業市場学会シンポジウム資料』、2017年7月、pp.19～26。
- [8] 矢坂雅充「生乳取引・流通の現状と課題(上)」『月刊NOSAI』(第68巻第8号)、2016年8月、pp.31～48。
- [9] 矢坂雅充「生乳取引・流通の現状と課題(中)」『月刊NOSAI』(第68巻第9号)、2016年9月、pp.31～54。
- [10] 矢坂雅充「生乳流通問題とは何か－規制改革会議の議論を超えて－」『農業と経済』(第82巻第9号)、2016年9月、pp. 8～19。
- [11] 矢坂雅充「生乳取引・流通の現状と課題(下)」『月刊NOSAI』(第68巻第10号)、2016年10月、pp.33～43。
- [12] 矢坂雅充「畜産経営安定法（畜安法）改正による生乳流通制度改革」『農業と経済』(第83巻第10号)、2017年10月、pp.108～120。

(2018年6月21日受理)